

審議事項(3)資料

生活環境の保全に関する条例
に基づく規制基準（水質関係）
の一部変更について

大気水質保全課

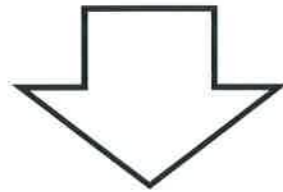
山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則の改正（案）

排水基準を定める省令の改正（国） 平成 27 年 9 月 1 8 日

- 水質汚濁防止法第 3 条第 1 項に係る排水基準の変更（排水基準を定める省令別表第 1）
 - ・トリクロロエチレンの排水基準を 0.3mg/L から 0.1mg/L に変更

【改正理由】

トリクロロエチレンについて、水質環境基準が変更されたことを受けて、排水基準を変更した。



山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則改正(案)

- 指定工場等に係る規制基準の変更（別表第 4）
 - ・トリクロロエチレンの規制基準を 0.3mg/L から 0.1mg/L に変更

【改正理由】

水質汚濁防止法の規制対象外であっても、県の公害防止対策の観点から規制が必要な工場等について、法と同等な規制を行う。

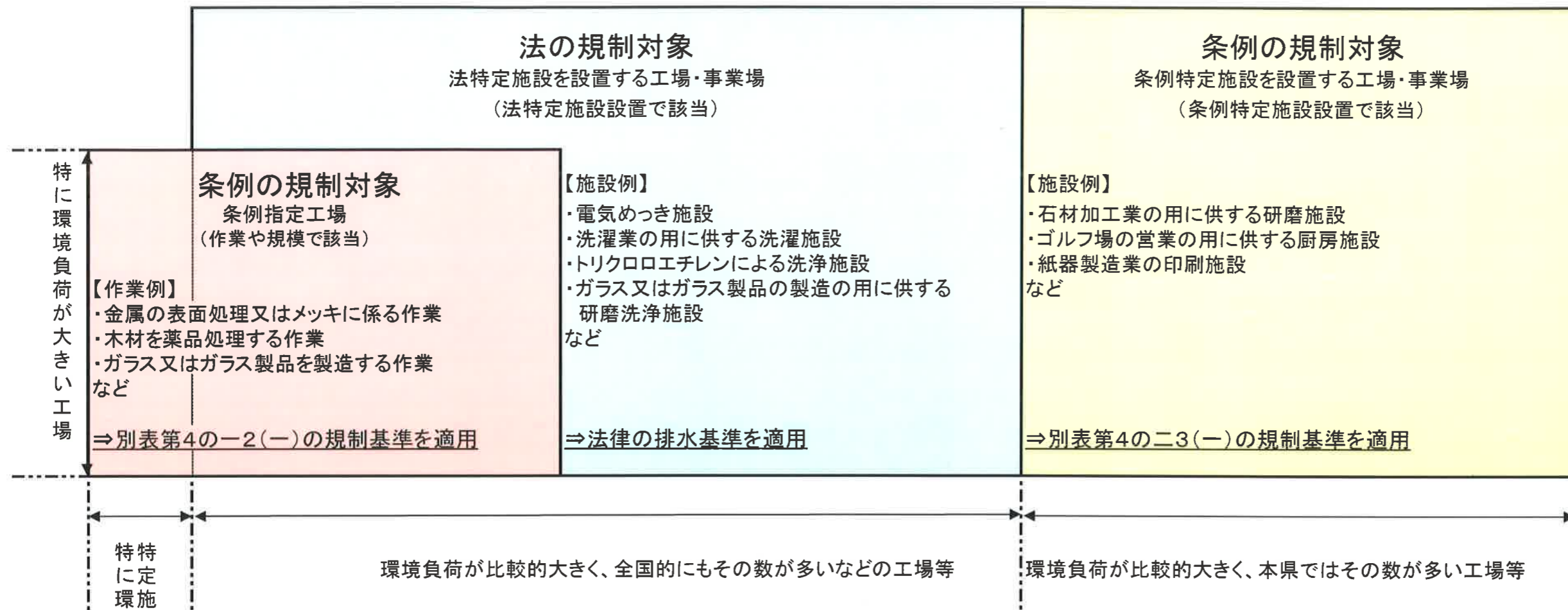
有害物質に係る排水基準一覧

(mg/L)

項 目	法特定施設を設置する工場・事業場	条例特定施設を設置する工場・事業場	条例指定工場
カドミウム及びその化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
シアン化合物	0.1	0.1	0.1
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
鉛及びその化合物	0.1	0.1	0.1
六価クロム化合物	0.05	0.05	0.05
砒素及びその化合物	0.05	0.05	0.05
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	0.005	0.005
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003	0.003	0.003
トリクロロエチレン	0.1 (H27.9.18改正済み)	0.1(今回の改正案)	0.1(今回の改正案)
テトラクロロエチレン	0.1	0.1	0.1
ジクロロメタン	0.2	0.2	0.2
四塩化炭素	0.02	0.02	0.02
一・二・ジクロロエタン	0.04	0.04	0.04
一・一・一・ジクロロエチレン	1	1	1
シス一・一・二・ジクロロエチレン	0.4	0.4	0.4
一・一・一・一・トリクロロエタン	3	3	3
一・一・二・トリクロロエタン	0.06	0.06	0.06
一・三・ジクロロプロペン	0.02	0.02	0.02
チウラム	0.06	0.06	0.06
シマジン	0.03	0.03	0.03
チオベンカルブ	0.2	0.2	0.2
ベンゼン	0.1	0.1	0.1
セレン及びその化合物	0.1	0.1	0.1
ほう素及びその化合物	10	10	10
ふっ素及びその化合物	1~8	1~8	1~8
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100	100	100
一・四・ジオキサン	0.5	0.5	0.5

規制の概要

排水規制対象の概要



特
定
環
境
負
荷
は
持
た
な
き
い
が
、
工
場

県内の工場・事業場数

平成26年度末

規制対象		法特定施設を設置する 工場・事業場		条例特定施設を設置する 工場・事業場		条例指定工場 (汚水に係る指定工場)	
		有害物質使用 (内数)	有害物質使用 (内数)	有害物質使用 (内数)	有害物質使用 (内数)		
事業場数	甲府市以外	4,419	234	80	0	45	42
	甲府市	430	84	4	0	15	15
	計	4,849	318	84	0	60	57

【参考】

トリクロロエチレンについて

(環境省資料より一部抜粋)

基本情報

名称	トリクロロエチレン (TCE、Trichloroethylene) (別名:1,1,2-トリクロロエテン、トリクレン、 Trichloroethene)	 <p>(構造式)</p>
CAS No.	79-01-6	
分子式	C ₂ HCl ₃	
分子量	131.39	
物理的性状	<p>無色の液体で、水より重い。臭気があり不燃性である。揮発性有機化合物。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融点、沸点: -84.8℃、86.9℃ ・比重: 1.4559 (25℃/4℃) ・蒸気密度: 4.53 (空気=1) ・蒸気圧: 7.8 kPa (20℃) 	
各物性値 ^注	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘンリー定数: 998Pa・m³/mol (25℃、測定値) ・換算係数:【気体、20℃】1ppm = 5.46mg/m³、1mg/m³ = 0.183ppm ・オクタノール/水分配係数: log Kow = 2.42 (測定値)、2.47 (推定値) ・水溶解度: 水: 1.28g/L (25℃) ・土壌吸着係数: Koc=68 (推定値) 	
生物濃縮性 ^注	<p>化学物質審査規制法に基づくコイを用いた6週間の濃縮性試験で、水中濃度が 0.070 mg/L 及び 0.007 mg/L における濃縮倍率はそれぞれ 4.3~17.0 及び 4.0~16.0 であり、濃縮性がない又は低いと判定されている(経済産業省、1979)。</p> <p>トリクロロエチレンの生物濃縮係数(BCF)の測定値は、ブルーギルでは 17、ニジマスでは 39 であったとの報告がある(Lyman, 1981)。</p>	

注: 化学物質の初期リスク評価書 No.37 (一般財団法人化学物質評価研究機構(以下、「CERI」という。)、独立行政法人製品評価技術基盤機構(以下、「NITE」という。)(2005年)独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構委託事業)

国内の基準値等

国内の法規制等	基準値等
公共用水域の水質汚濁に係る環境基準 (健康項目)	0.01mg/L
地下水の水質汚濁に係る環境基準	0.01mg/L
土壌汚染に係る環境基準	検液1Lにつき 0.03mg/L
一律排水基準(健康項目)	<u>0.1mg/L (H27.9 に 0.3mg/L から変更)</u>
<u>水道水質基準</u>	<u>0.01mg/L (H23.4 に 0.03mg/L から変更)</u>
化審法 ^{注1}	第2種特定化学物質(官報公示整理番号 2-105)
化管法 ^{注2}	第1種指定化学物質(政令番号 281)

注1: 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」の略称

注2: 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」の略称

主な用途及び生産量

(1) 用途別使用量の割合

用途	割合(%)
代替フロン合成原料	52.6
脱脂洗浄剤	43.2
工業用溶剤	4.0
試薬	0.2
合計	100.0

注：NITE, 2003 調査

出典：化学物質の初期リスク評価書 No.37 (CERI, NITE, 2005 年)

(2) 生産量等 (化学工業統計年報)

年	生産 ^(注1) (t/年)	受入 ^(注2) (t/年)	消費 ^(注3) (t/年)	出荷 ^(注4) (t/年)	在庫 ^(注5) (t)
平成 18 年	79,265	210	18	78,185	7,413
平成 19 年	77,163	3,401	4	71,914	16,058
平成 20 年	70,693	6	4	68,859	17,896
平成 21 年	47,533	11,368	5,024	62,321	9,453
平成 22 年	47,745	—	3,748	50,216	3,258

注1：自工場で実際に生産された指定品目の生産をいう(仕掛中の半製品は除く)。

注2：自工場で生産している指定品目と同一の品目の受入をいう。

注3：自工場で他の製品の原材料用、加工用、燃料用として消費されたものをいう。

注4：自工場から指定品目である製品(現物)を実際に出荷した数量をいう。

注5：指定品目を生産している工場で、同製品の生産品及び受入品の在庫をいう。

出典：化学工業統計(経済産業省)

P R T R 制度による全国の業種別届出排出量 (公共用水域)

業種 コード	業種名	公共用水域への排出					
		平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
		件数 (件)	排出量 (kg/年)	件数 (件)	排出量 (kg/年)	件数 (件)	排出量 (kg/年)
0500	金属鉱業	1	0.3	1	0.2	1	0.2
1800	パルプ・紙・紙加工品製造業	2	6.4	2	6.9	2	7
2000	化学工業	7	411.1	7	150.7	6	108.8
2100	石油製品・石炭製品製造業	1	1.1	-	-	-	-
2500	窯業・土石製品製造業	1	0.5	1	0.6	1	0.4
2600	鉄鋼業	-	-	1	24	1	24
2700	非鉄金属製造業	1	50	1	55	1	53
2800	金属製品製造業	7	33.1	5	45.9	6	31.8
2900	一般機械器具製造業	-	-	1	0.1	-	-
3000	電気機械器具製造業	1	0.1	1	0.1	1	0.1
3500	電気業	1	0.1	-	-	-	-
3830	下水道業	327	1601.2	358	1626.3	352	1847.7
8716	一般廃棄物処理業(ごみ処分業に限る。)	166	95.4	166	93.4	164	89.3
8722	産業廃棄物処分業	31	56.8	31	52.8	33	60.7
	合計	546	2256.1	575	2056.0	568	2223.0

注1：過去3年間で、届出があった業種のみを示す。

注2：表中の値は、排出量がゼロの事業所を除き集計した。

注3：網掛けの業種は特別要件施設に該当するため、当該物質の排水濃度測定における定量下限値未満の測定結果も多く含まれていると考えられ、排出量が過大となっている可能性がある。